

平成 23 年 1 月 22 日

## 市民会議資料(総務部)

No	説明項目	担当課	記載ページ
1	平和事業の着実な推進	総務課	P 1 ~ P 18
2	積極的な情報の公開と個人情報の保護	総務課	P 19 ~ P 22
3	付加価値創造型職員を目指して	職員課	P 23 ~ P 32
4	『ICTで絆と活力が実感できるまち、八王子』をめざして	IT推進室	P 33 ~ P 38

- 市民会議資料 -  
平成23年1月22日  
総務部総務課

## 平和事業の着実な推進

### 【ゆめおりプランでの位置づけ】

2編1章1節 人とひととの支え合い

### 【個別計画の状況】

個別の計画はありません。

### 本日の説明項目

- 1 世界連邦平和都市宣言と非核平和都市宣言
- 2 平和展について

## 世界連邦平和都市宣言と非核平和都市宣言

1. 宣言 世界連邦平和都市宣言（昭和53年12月21日市議会）

非核平和都市宣言（昭和57年6月29日市議会）

### 2. 事業概要

世界連邦平和都市宣言碑の設置

昭和54年度 八王子駅南口に設置（現在工事のため撤去中）

平成22年度 八王子駅南口バスターミナルに再設置

世界連邦都市宣言文の掲示

事務所・市施設・市民センター49箇所で掲示

非核平和都市宣言広告塔の設置

事務所・市民センター等24箇所に設置

非核平和都市宣言文の掲示

事務所・市施設・市民センター・小中学校156箇所で掲示

平和の像設置

平成4年度 平和のシンボルとして「平和の像」を富士森公園内に設置

題名：「平和」 園鋳 勝三 作

## 平和展について

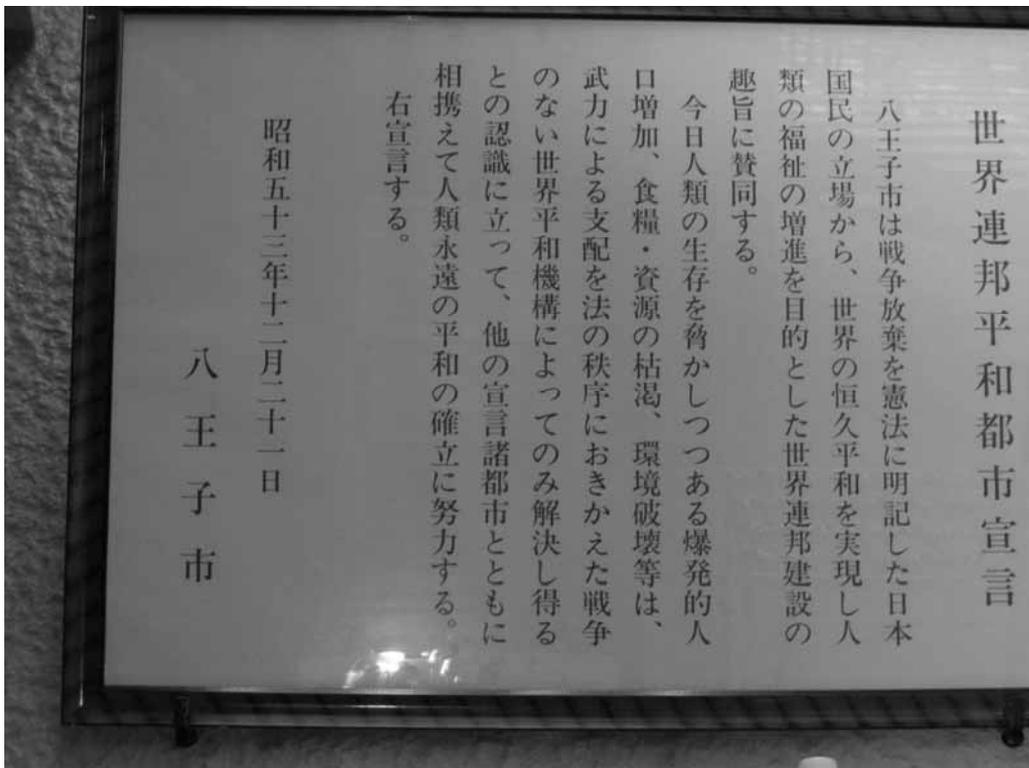
平和展の開催

- ・ 昭和61年度から実施
- ・ 平成20年度から実行委員会形式で開催

世界連邦平和都市宣言碑（写真）など



世界連邦平和都市宣言碑（JR八王子駅南口）

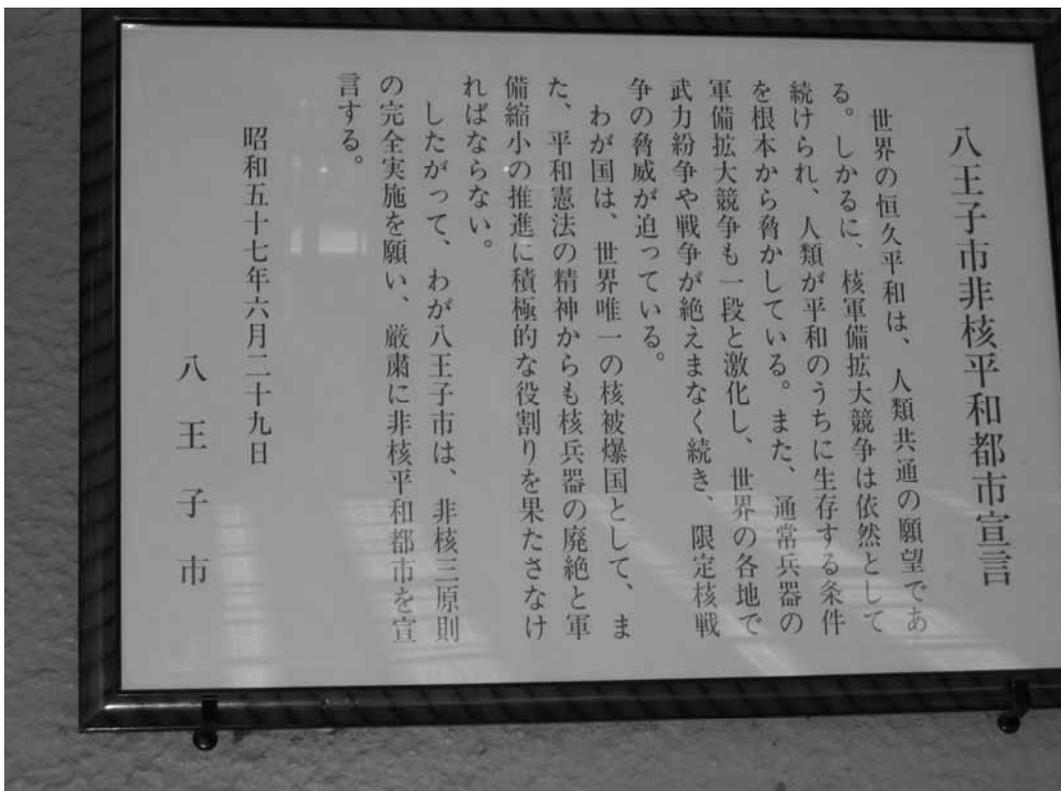


世界連邦平和都市宣言文の掲示（本庁舎）

世界連邦平和都市宣言碑（写真）など



非核平和都市宣言広告塔（館事務所）



八王子市非核平和都市宣言文の掲示（本庁舎）

世界連邦平和都市宣言碑（写真）など



平和の像（富士森公園）

# 平和展について

年度	平和展		原爆写真パネル展	
昭和59年	日程	開催無し	日程	8/6～8/11
	内容		場所	・横山、元八王子、北野事務所
昭和60年	日程	開催無し	日程	8/5～8/10
	内容		場所	・本庁舎市民ロビー、由井、石川事務所
昭和61年	日程	8/5～8/17	日程	8/5～8/16
	内容	<b>原爆資料展</b> ・広島平和記念資料館と広島平和文化センターより被爆物及び写真パネル等を借用し展示	場所	本庁舎市民ロビー 映画会と同時開催
	場所	駅ビル市民ホール展示室		
昭和62年	日程	8/2～8/9	日程	8/2～8/9
	内容	<b>非核平和展</b> ・宇都宮軍縮事務所より写真パネルを借用し展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール会議室		
昭和63年	日程	8/5～8/9	日程	8/5～8/9
	内容	<b>非核平和展</b> ・(財)丸木美術館より原爆の写真パネルを借用し展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール会議室		
平成元年	日程	8/1～8/6	日程	8/1～8/6
	内容	<b>八王子戦災展</b> ・八王子の戦災パネル及び戦災品を展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール会議室		
平成2年	日程	8/1～8/6	日程	8/1～8/6
	内容	<b>長崎原爆写真展</b> ・長崎市より被爆物及び写真パネルを借用し展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール会議室		
平成3年	日程	7/23～7/28	日程	7/23～7/26
	内容	<b>広島原爆写真展</b> ・広島市より被爆物、広島市民の描いた原爆の絵及び写真パネルを借用し展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール会議室		
平成4年	日程	7/31～8/4	日程	7/31～8/4
	内容	<b>平和展</b> ・平和講演会(被爆体験談 長崎市民の平和運動) ・市内の小・中学生から募集した絵画・作文・書生の展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール会議室		

平成5年	日程	7/28～8/1	日程	7/28～7/30
	内容	<b>平和展</b> ・平和ポスター展 ・平和写真パネル展 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール展示室・会議室		
平成6年	日程	8/3～8/7	日程	8/1～8/5
	内容	<b>平和展</b> ・世界の平和ポスター展 ・戦時中の生活再現コーナー ・平和について(作文コーナー) ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー
	場所	駅ビル市民ホール展示室・会議室		
平成7年	日程	8/2～8/6	日程	8/1～8/4
	内容	<b>平和展(戦後50年)</b> ・八王子大空襲展 ・「戦後50年」にちなんだ平和作品展 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎市)
	場所	駅ビル市民ホール展示室・会議室		
平成8年	日程	7/31～8/4	日程	7/29～8/2
	内容	<b>平和展</b> ・広島原爆資料展 ・平和作品展 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎市原爆写真パネル)
	場所	駅ビル市民ホール展示室・会議室		
平成9年	日程	7/30～8/3	日程	7/28～8/1
	内容	<b>平和展</b> ・東京大空襲展 ・平和作品展 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール		
平成10年	日程	7/29～8/2	日程	7/27～7/31
	内容	<b>平和展</b> ・平和作品展 ・平和インターネットコーナー ・戦争と子どもたちのコーナー ・図書コーナー	場所	本庁舎市民ロビー (長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール		
平成11年	日程	7/28～8/1	日程	7/26～7/30
	内容	<b>平和展</b> ・現物資料展示 ・戦争体験者によるお話 ・平和ビデオの放映 ・郷土資料館学芸員による説明 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (長崎原爆写真パネル) 広島平和記念資料館より借用
	場所	学園都市センター第1～第4セミナー室 イベントホール		

平成12年	日程	8/2～8/6	日程	7/31～8/4
	内容	<b>平和展</b> ・こどもと平和展(学童疎開関係写真パネル・1:爆弾おもちゃの展示) ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (長崎原爆写真パネル) 長崎市東京事務所より借用
	場所	学園都市センター第1～第4セミナー室 イベントホール		
平成13年	日程	7/29～8/4	日程	7/30～8/3
	内容	<b>平和展</b> ・戦災物展示 ・戦災写真展示 ・平和ビデオの放映 ・防空壕体験コーナー ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル) 平和博物館を作る会より購入
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		
平成14年	日程	8/2～8/6	日程	7/31～8/7
	内容	<b>平和展</b> ・原爆資料展示コーナー(被爆現物資料の展示) ・原爆ポスター展示(広島・長崎原爆写真パネル) ・広島町の再現コーナー 「広島平和記念資料館から借用」 ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		
平成15年	日程	8/1～8/5	日程	7/30～8/7
	内容	<b>平和展</b> ・世界各国の状況(写真パネルの展示) ・学習ポスター「国境なき医師団日本から借用」 ・原爆ポスター展示「広島平和記念資料館から借用」 ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		
平成16年	日程	7/30～8/3	日程	8/1～8/13
	内容	<b>平和展</b> ・八王子空襲の状況 ・八王子空襲戦災品(郷土資料館から借用) ・石川光陽写真パネル ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		

平成17年	日程	7/29～8/2	日程	8/5～8/15
	内容	<b>平和展(戦後60年)</b> ・八王子空襲の状況 ・八王子空襲戦災品 ・60年前に描いた児童の絵(郷土資料館から借用) ・戦争体験者による語り部 ・学生デザインポスター展示 ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		
平成18年	日程	7/29～8/2	日程	8/4～8/11
	内容	<b>平和展</b> ・八王子空襲戦災品 ・八王子空襲写真パネル(東京都から借用) ・61年前に描いた児童の絵(郷土資料館から借用) ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		
平成19年	日程	8/2～8/6	日程	8/4～8/12
	内容	<b>平和展</b> ・ユニセフ写真パネル展示(ユニセフから借用) ・八王子空襲戦災品 ・八王子空襲写真パネル(東京都から借用) ・62年前に描いた児童の絵(郷土資料館から借用) ・平和ビデオの放映 ・市内の小・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・本市の啓発ポスター展示 ・図書コーナー ・映画会の開催	場所	本庁舎市民ロビー (広島・長崎原爆写真パネル)
	場所	学園都市センターギャラリーホール イベントホール		
平成20年	日程	8/1～8/5		
	内容	<b>平和展</b> ・UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)展示(UNHCRから借用) ・八王子空襲戦災品(郷土資料館、東京都から借用) ・八王子空襲写真パネル(郷土資料館、東京都から借用) ・原爆パネルコーナー ・63年前に描いた児童の絵 ・平和ビデオの放映 ・市内の小(4年生～)・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・図書コーナー ・八王子空襲講演会 ・UNHCR講演会		
	場所	学園都市センター ギャラリーホール 第1セミナー室		

平成21年	日程	7/31～8/4
	内容	平和展 ・WFP(国連世界食糧計画)展示(WFPから借用) ・八王子空襲戦災品(郷土資料館、東京都から借用) ・八王子空襲写真パネル(郷土資料館、東京都から借用) ・原爆パネルコーナー ・64年前に描いた児童の絵 ・平和ビデオの放映 ・市内の小(5年生～)・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・図書コーナー ・八王子空襲講演会 ・WFP(国連世界食糧計画)講演会
	場所	学園都市センター ギャラリーホール 第5セミナー室
平成22年	日程	7/29～8/2
	内容	平和展 ・青い目の人形(マリ・ハッキー)展示(八小から借用) ・ユニセフ写真パネル展示(ユニセフから借用) ・地雷展示(JICAから借用) ・八王子空襲戦災品(郷土資料館、東京都から借用) ・八王子空襲写真パネル(郷土資料館、東京都から借用) ・原爆パネルコーナー ・昭和20年に描いた児童の絵 ・平和ビデオの放映 ・市内の小(5年生～)・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・図書コーナー ・八王子空襲講演会 ・朗読会、紙芝居の実施(どちらも無償)
	場所	学園都市センター ギャラリーホール イベントホール
	日程	7/21～7/25
	内容	・市内の小(5年生～)・中学生から募集した「平和ポスター」展示 ・八王子空襲戦災品(郷土資料館から借用) ・八王子空襲写真パネル(郷土資料館から借用)
場所	イトーヨーカドー八王子店	

# 平成22年度平和推進事業実施結果

## 1 平和展

### 期間

平成22年7月29日(木)～8月2日(月)

午前10時～午後6時(ただし最終日は午後5時まで)

7月28日(水)午前9時から会場設営(職員・委員・ボランティア・委託 計23名)

8月2日(火)平和展終了後、会場撤去(職員・委員・ボランティア・委託 計19名)

### 会場・入場者

八王子市学園都市センター ギャラリーホール(11階)

入場者数 1,376人(前年度1,338名)

### 内容

#### ア 展示作品

##### (ア)本市宣言文等

「世界連邦平和都市宣言」「八王子市非核平和都市宣言」(H5作成)

「平和の像」の写真1枚 「平和展開催趣旨説明文」

##### (イ)戦時品及び写真パネルの展示

東京都借用分 展示品22点、写真パネル18点

郷土資料館借用分 展示品3点、写真パネル23点

総務課所有分

- ・八王子市焼失区域図(全図)(H21作成)
- ・八王子空襲に関する年表
- ・昭和20年に小比企国民学校の児童が描いた絵(5枚)
- ・写真パネル4点

(ウ)青い目の人形(メアリー、ベッキー)(第八小学校より借用)

(エ)原爆写真パネル(八六九会所有分 約40枚展示)

(オ)ユニセフパネル(ユニセフ所有分 7枚展示)

(カ)地雷関係(JICA所有物 実物1個、レプリカ7個、人型パネル2体、スクリーン3枚)

(キ)平和関係図書(総務課で所有している図書・絵本等を約70冊)

(ク)市内の小・中学生による「平和」ポスター(ポスター展の開催風景も展示)

応募作品のうちイトーヨーカドーでのポスター展で展示していない作品(405点)を展示し、作品の返却と参加賞(水筒)を各小中学校へ配付

(ケ)ビデオコーナー

総務課で保有しているビデオテープ(8本)及びDVD(2本)を常設テレビにて放映。

#### イ 催物

(ア)平和の木

実行委員会作成による平和の木に、来場者に平和への想いを葉の形に似せた紙に書いてもらい、平和

へのメッセージが詰まった平和の木を育てた。

(イ) クイズラリー

実行委員会の意見を参考に、来場者の子ども達にクイズ形式で参加してもらい幅広く展示内容を見てもらうこととした。なお、参加者への平和啓発物品の配付は過去の平和啓発物品の在庫品で対応。

[ ボールペン・メモ帳・リーフレット ]

(ウ) アンケート

平和展会場でのアンケートを実施。今年度も一般用と子ども用、講演会・語り部・朗読会用の3種類作成。

集計結果 別紙のとおり

ウ 講演会の実施

(ア) 第一部

会 場 八王子市学園都市センター イベントホール(12階) 定員218名

開 催 日 平成22年8月1日(日)

内 容 八王子空襲について

講 師 都立南多摩高校教諭 齊藤 勉さん

開催時間 午後2時～午後4時30分(午後1時30分開場)

入場者数 130人

エ 語り部の実施

会 場 八王子市学園都市センター11階 ギャラリーホール

講師・内容、時間及び入場者数 別紙のとおり

オ 朗読会(八王子生涯学習コーディネーター会) 紙芝居(郷土資料館ガイドボランティア)の実施  
各団体からの依頼により試行的に実施した。

会 場 八王子市学園都市センター11階 ギャラリーホール

開催日及び入場者数 別紙のとおり

実行委員会の設置

20年度より、これまでの市側による企画・運営ではなく、広く平和に関係する市民・団体からなる委員会形式による実施とし、新しい平和展を模索するため、「平和展実行委員会」を設置し、実施した。

ア 委員一覧 別紙のとおり

イ 実行委員会 全8回開催(3/26・4/23・5/28・6/9・6/25・7/7・7/23・9/13 予定)

周知方法

ア 各メディア等

八王子市広報(7/15号)

八王子市ホームページ(6/17～)

新聞紙(読売7/31朝刊、毎日8/1朝刊)

地方広告誌(よみうりサンタマリア7月(7/10)号、ほーむたうん7月(7/1)号、多摩マリオン7/28号、ショッパー7/23号、もしもししんぶん7/22号)

八王子テレメディア

ドミノシティ全庁掲示(7/29～8/2)

東急スクエア正面入口に看板設置（7/29～8/2）

東急スクエア南側に懸垂幕掲揚（7/22～8/2）

#### イ ポスター掲示、チラシ配布

市施設、市内小・中学校、高校、大学・短大、はちバス、八王子駅北口地下駐車場、イトーヨーカドー八王子店（ポスター展開催期間）、会場

当日画像 別紙のとおり

## 2 こどもたちが描いた平和ポスター展

#### 期間

平成22年7月21日（水）～7月25日（日）

午前10時～午後10時（ただし最終日は午後6時まで）

7月20日（火）午後2時から会場設営（職員 4名）

7月25日（日）ポスター展終了後、会場撤去（職員 4名）

#### 会場

イトーヨーカドー八王子店（狭間町） センターコート（1階）

#### 内容（展示作品）

（ア）市内の小・中学生による「平和」ポスター（179点）

（イ）本市宣言文等

「世界連邦平和都市宣言」「八王子市非核平和都市宣言」（A3版）

「平和の像」

（ウ）借用展示品及び写真パネル

郷土資料館借用分 展示品 14点、写真パネル1点

総務課所有パネル 11点

八王子市焼失区域図、八王子空襲に関する年表

当日画像 別紙のとおり

## 3 その他平和関連事業

#### 懸垂幕の掲出

ア 期 間 平成22年7月16日（金）～8月16日（月）

イ 標 語 世界の平和はみんなの願い 非核宣言都市 八王子市

ウ 掲載場所 本庁舎南側

## 積極的な情報の公開と個人情報の保護

### 【ゆめおりプランでの位置づけ】

1 編 2 章 1 節 説明責任の着実な実行

### 【個別計画の状況】

個別の計画はありません。

### 本日の説明項目

- 1 情報提供とは
- 2 情報公開請求とは
- 3 個人情報の保護

### 【情報提供とは】

市に関する情報を市の方から積極的に市民にお知らせする制度です。「市政情報の公表・提供制度実施要綱」に基づいて、市政運営の基本指針となる中・長期的な計画や市の主要事業の進行状況などは、市民に公表することを義務付けています。

また、市の職員定数や給与に関する事項、市民の意識、生活実態等に関する調査結果、市民生活の安全と密接に関係がある防災等に関する事項などについては、情報の提供に努めることになっています。

情報提供の方法としては、市の広報誌やホームページに掲載して事業内容などを周知したり、チラシやパンフレットを配布してイベントへの参加を呼びかけたりしています。

### 【情報公開請求とは】

情報公開条例に基づいて、市が保有している公文書の閲覧や写しの交付などを請求する制度です。市内に住んでいる人や市内に事業所がある法人、市内の学校、事業所に通っている人などが公開を請求することができるものです。ただし、市外に住んでいても公開を必要とする理由を明記することができれば請求することができます。また、郵送や電子申請による請求も可能です。

公開請求があると、市では原則2週間以内にその情報を公開するか否かを決定します。

請求の対象となった情報の中に個人情報など公開できない情報が含まれている場合には、その部分を黒塗りして部分公開とすることもあります。平成21年度の公開請求の件数とそれに対する市の決定をまとめると次の表のようになります。

平成21年度

実施機関名	請求 件数	請求対 象公文 書数	公開	部分 公開	非公開		請求取 下及び 却下	不服申 し立て
					個人情 報等	不存在		
市長	284	4,379	4,011	297	14	46	11	2
教育委員会	26	99	73	20	3	2	1	0
議会	1	1	0	1	0	0	0	0
農業委員会	1	4	0	4	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	1	2	0	2	0	0	0	0
計	314	4,486	4,084	324	17	48	13	2

【個人情報の保護】

情報公開と表裏一体の関係にあるのが、個人情報の保護です。市では、数多くの個人情報を取り扱っているため、個人情報保護条例に基づいて個人情報を厳格に管理しています。

また条例には、個人情報を故意に漏洩した職員などに対して厳しい罰則を科す旨が規定されています。

その一方で、本人が自分の情報を確認したい場合には、個人情報の開示請求の手続きをすることにより、その情報が記載されている文書の閲覧や写しの交付を受けることができます。この場合も情報公開請求と同様に開示できない部分は黒塗りになります。平成21年度の開示請求の件数とそれに対する市の決定をまとめると次の表のようになります。

平成21年度

実施機関名	請求 件数	請求対 象公文 書数	開示	部分 開示	不開示		請求取 下及び 却下	不服申 し立て
					本人外 情報等	不存在		
市長	68	150	113	15	0	21	1	1
教育委員会	4	5	2	1	1	0	1	0
計	72	155	115	16	1	21	2	1

個人情報とは慎重に取り扱われなければならないことは当然ですが、その利用を図っていくことも行政として必要なことです。近年、個人情報保護に関して過剰に反応するあまり、地域や学校における緊急連絡網や名簿が作成できないといった弊害も起きています。個人情報については、その保護と活用とのバランスを考えながら、管理していく必要があります。

## 付加価値創造型職員を目指して

### 【ゆめおりプランでの位置づけ】

第 1 編 3 章 4 節 人材の育成と活用

### 【個別計画の状況】

人材育成基本方針の策定

研修基本方針の策定

研修計画

### 【本日の説明項目】

- 1 やる気を高め、人をいかす人事制度
- 2 能力を最大限に引き出し、高める研修制度

“元気なまち八王子”を実現する

# 付加価値創造型職員を目指せ！

■■■ 八王子市人材育成基本方針概要 ■■■

平成13年4月

## 【方針策定の目的】

「八王子市人材育成基本方針」は、本市の抱えるさまざまな行政課題に適切に対応するため、本市が求める職員像及びその要件を明らかにするとともに、職員像実現とそのために必要な能力開発への取組みを総合的視点から定め、これからの本市の人材育成の指針とするものです。

## 【方針におけるテーマ】

市の市民に対する基本的な役割は、各種の行政サービスを、市民の立場に立って実施することです。そして、市民の期待に応えることによって、結果として、市は市民から「住んで良かった“まち”、住み続けたい“まち”」という評価を受けることができます。

そのためには、「市役所は市内最大のサービス産業」という認識を持ち、市民満足度を高めていかなければなりません。「市民満足度を高めること」とは、「行政サービスの付加価値を高めること」と言い換えることができます。

それは、市民にとって、期待以上の行政サービスが提供されることです。例えば、窓口サービスにおいては、決められたサービスを行うだけでなく、一言優しい声をかけたり、親しみのあるあいさつをするなどの身近な心のこもったサービスを行うことから始まります。

更に、縦割り組織の弊害を排除し、窓口でのワンストップサービスが可能となるような体制を整えることで、大きく付加価値を高めることとなります。

職員一人ひとりが職務を行うに当たって、それぞれ、行政サービスの付加価値をどのように高めていくことができるかを真剣に考え、かつ、実践していかなければなりません。



## 《付加価値創造型職員》



そこで、方針では、さまざまな行政サービスの付加価値を創り出していく職員を  
“付加価値創造型職員”  
と呼び、市が求める職員像とします。

そして、今こそ、“付加価値創造型職員”は、一丸となって、誰もが幸せに暮らすことができる元気な地域社会を築き、未来への希望が持てるような“元気なまち八王子”を創り上げていかなければならないのです。

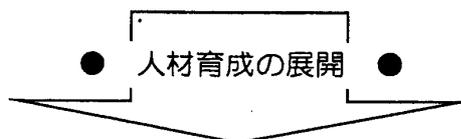
以上のことから、方針におけるテーマを

“元気なまち八王子”を実現する 付加価値創造型職員 を目指せ！  
とします。

## 人材育成の基本的視点と展開

### ●人材育成の基本的な視点●

- ・ 少数精鋭主義による効率的な行政運営に役立てるため、職員のやる気を高め、個人の能力を最大限に引き出す仕組みとすること
- ・ 職員一人ひとりの能力・個性を活かし、職員の自己実現・成長の欲求を満たすとともに、全体として組織力を高める仕組みとすること
- ・ 積極的チャレンジを可能とし、それに応える仕組みとすること



- 双方向性の確保 ~ 職員側からも自己情報を伝達することにより、的確な能力・適性の把握
  - ・ 勤務評定制度の充実
  - ・ 育成面談制度
  - ・ 自己申告制度
  - ・ 目標による管理
- 意欲の喚起と達成への評価 ~ よりチャレンジしやすい環境整備と頑張った人に応える仕組みづくり
  - ・ 勤務評定制度の改定
  - ・ 昇任試験制度の充実
  - ・ 庁内公募制度
  - ・ 人事交流の拡大
  - ・ 降任希望制
- 系統立った人事配置の推進 ~ 人事配置を通じた計画的な能力開発、専門性と総合性の両立
  - ・ ジョブローテーション
  - ・ 複線型人事ルートの確立
  - ・ 新再任用制度
- 自己啓発  
主体的な能力開発への取組みに対する組織的な支援制度の充実
- 職場研修 (OJT)  
職場が「人を育てる場」であるという認識に立った計画的な取組みの推進
- 職場外研修 (OffJT)  
時代の変化に即応した効果的な研修の推進
- 職場における「良好な人間関係」の形成
- 「組織目標及び情報の共有化」による職場内、職場間協調の促進
- 「適切なリーダーシップ」の発揮
- 「学びやすい職場環境」の形成

やる気を高め、人を活かす人事制度

能力を引き出し、高める研修制度

人を育て、活力を生み出す職場づくり

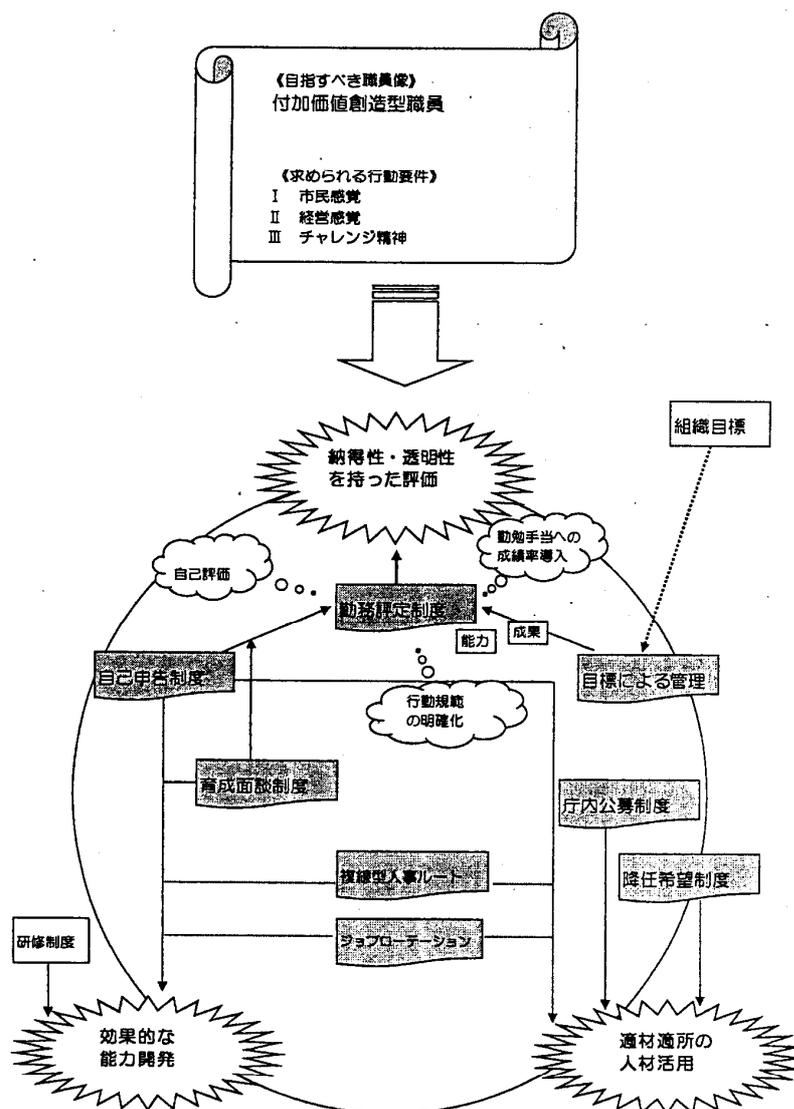
## やる気を高め、人を活かす人事制度

人事制度の構築に当たっては、やる気を高め、本人の能力・個性を活かすとともに、その努力に応えることを基本に推進してきました。

そのため、本人の能力・適正・希望などを的確に把握し、人事配置や人事上の処遇などに反映できる「双方向性の確保」、職員の意欲とチャレンジ精神を涵養する「意欲の喚起と達成への評価」、更に適材適所の人事配置を実現しながら、能力開発を効果的に展開する「系統だった人事配置の推進」の3つを基本的な考え方として、各施策を展開しました。

制度の体系図は下記のとおりで、制度概要は別紙のとおり。

人事制度体系図



## 人事制度の概要

### 【評価】

#### ●双方向性の確保

＜人事上の処遇や人事配置に対する納得性・公平性をより高めていくために、「自己申告制度」や「目標による管理」「育成面談制度」などを実施することで、職員が管理職に対して自己情報を伝達していきことができる双方向性を持った人事制度を構築する。＞

項目	実施内容
勤務評定制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成の視点に立った評定技法習得のための研修の推進</li> <li>多人数職場等において、補助評定者を置くなどして評定精度を高める</li> </ul>
自己申告制度	定期的に自己の適性、進路及び自己啓発の状況等を上司に申告する
目標による管理	組織目標に基づいて、年度ごとに自己目標を設定し、その実行過程や達成状況について、上司とともに検証する
育成面談制度	勤務評定、自己申告、目標による管理の実施時において、上司と部下との面談を実施する

### 【人材活用】

#### ●意欲の喚起と達成への評価

＜職員在意欲とチャレンジ精神を喚起し、失敗を恐れない業務への果敢な取組みを通じ総合的な組織活力の向上をはかるため、動機づけや正当な評価を前提とした、よりチャレンジしやすい環境を整備し、頑張った人に応える仕組みを導入する。＞

項目	実施内容
勤務評定制度の改正 (勤勉手当成績率)	目標の達成度、仕事の成果を勤勉手当等に反映させる
昇任試験制度の充実	筆記試験、面接、小論文等に加え、ディベート、グループ討議等の新たな視点をもった審査方法を実施する
庁内公募制度	特別なプロジェクト、新規事業、長期派遣研修への希望制を導入する
人事交流の拡大	民間からの人材を登用する
降任希望制	本人からの申し出により、上位の職から下位の職へ降任する

### 【能力開発】

#### ●系統立った人事配置の推進

＜多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、「総合性」と「専門性」を両立させていく必要がある。また、効率的な行政運営を推進するうえで適材適所の人事配置を行い、職員の能力を適性に応じて最大限に活用していかなければならない。このために、職員の人事ルートを明確にし、系統立った人事配置を推進するとともに、職員の自己責任において人事ルートを選択できる人事制度確立する。＞

項目	実施内容
ジョブローテーション	育成の視点から、採用後の一定期間に多様な職場経験を、計画的に積ませる 例えば、窓口一企画立案一事業実施部門等に職場・職務を分類し、計画的な人事配置を行う
複線型人事ルートの確立	ジョブローテーション期間中に発見した自己の適性に応じ、「総合職」、「専門職」、「複合職(ゆるやかな専門職)」のいずれかのルートを選択する
新再任用制度	定年退職後、在職中の能力を活かせる職場で、一定期間雇用する

## 能力を引き出し、高める研修制度

研修制度は、「付加価値の高い」市民サービスを行うために、職員的能力を最大限に引き出し、高めるための人材育成を支える重要な仕組みとして、下記の3つの方法を柱に充実を図っています。

### 【自己啓発】

「能力開発においては、職員一人ひとりの能力の向上に対する意欲と主体性が重要であることから、自己啓発は人材育成の基本と考え、その取り組みを推進するための組織的な支援を行っています。」

#### ＜主な施策＞

通信教育、大学公開講座受講助成制度	左記に掲げる自主研修を受講した場合に、その経費の一部を助成し、自己啓発への取り組みを支援しています。
自主研究グループ活動助成制度	
夜間大学院入学助成制度	

### 【職場研修(OJT)】

「職場研修は、日常的な職務に直結し、職員個人の特性に応じたきめ細やかな個別指導が可能であることから、職場こそが人を育てる場であるという認識にたち取り組みを推進しています。」

#### ＜主な施策＞

新規採用職員指導育成員制度	新規採用職員や技能労務職等からの異動職員に対して、専属の指導員又は支援員を選任し、職場への適応能力と早期戦力化を図っています。
異動職員支援制度	

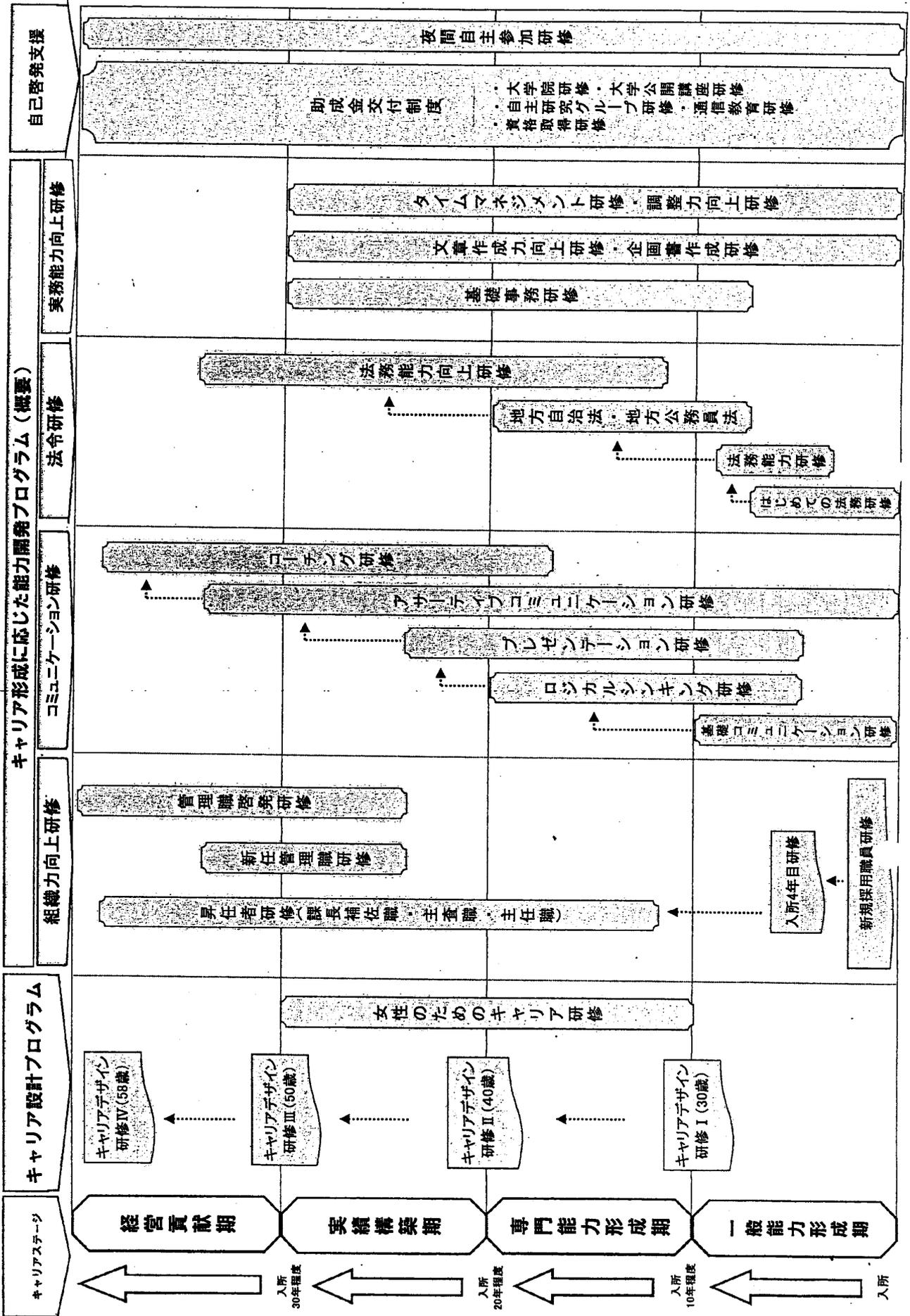
### 【職場外研修(OffJT)】

「職場外研修は、本来の職務から離れて講義を受けて知識を習得したり、討議等によって考え方を深めたりするもので、自己啓発や職場研修とともに能力開発の重要な手法であることから、時代の変化に即応した効果的な研修を推進しています。」

#### ＜主な施策＞

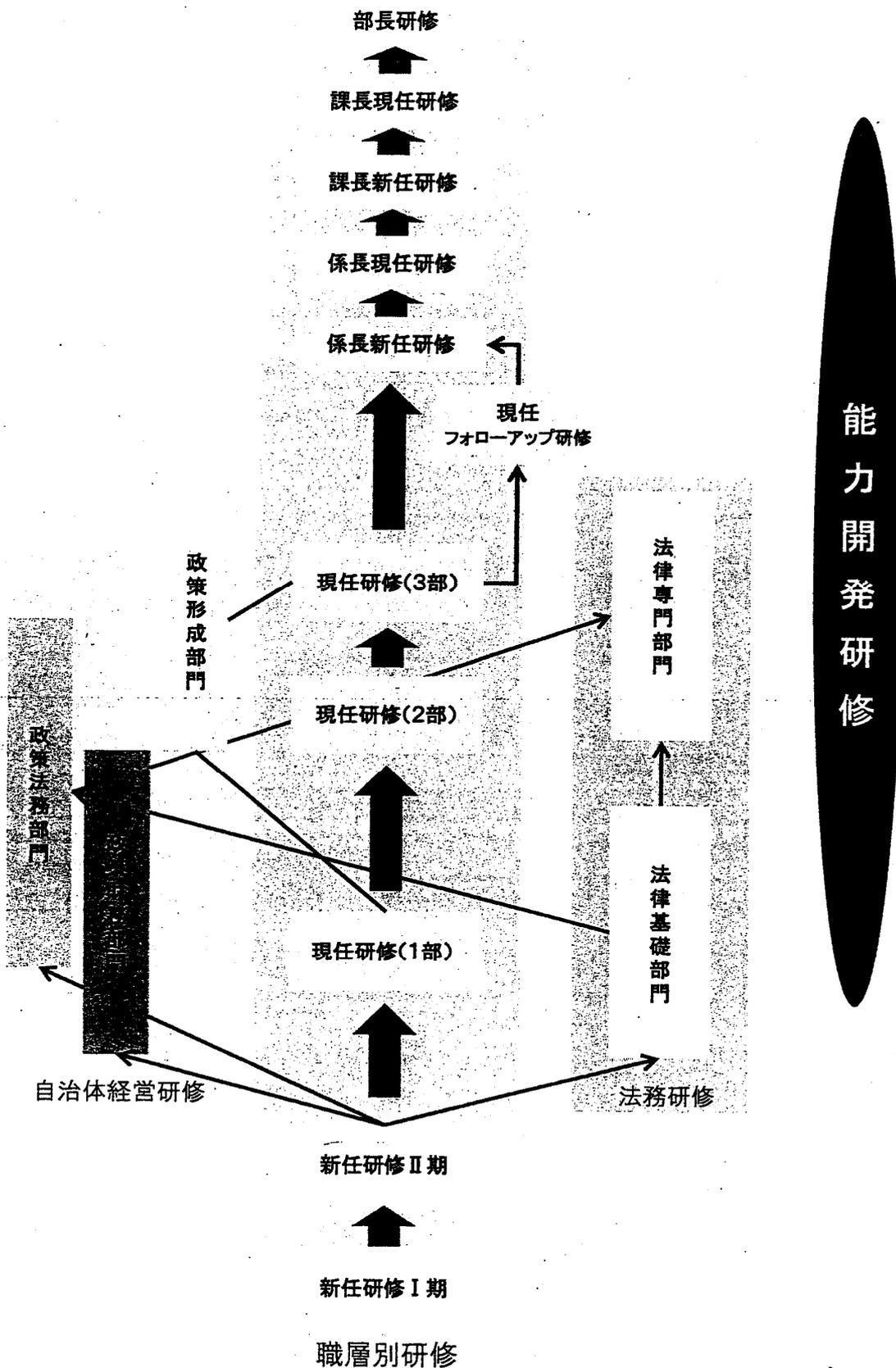
研修所研修	研修所研修は、原則として、各市町村に共通した基礎的又は専門的な知識の体系的習得を目的として実施されています。経費効率の面で優れているほか、各市町村の多数の職員が一同に会して行われることから、人的ネットワークの形成につながるという効果もあります。
市企画研修	市企画研修は、研修所研修とは補完関係に立ち、市職員として実務を行っていくうえで必要とされるもの、当面する行政課題で職員が共通認識に立つ必要があるもの、特に重点的に実施していく必要があるものを基本に取り組んでいます。

※研修体系は別紙のとおり。



東京都市町村職員研修所 研修フロー図

- 部長
- 課長
- 係長
- 20年以上
- 15年目
- 10年目
- 5年目
- 4年目
- 3年目
- 2年目
- 入庁時



## 『ICTで絆と活力が実感できるまち、八王子』をめざして

### 【ゆめおりプランでの位置づけ】

1 編 2 章 2 節 市民サービスの向上

### 【個別計画の状況】

地域情報化計画 “ 利便と効率を実現する ICT プラン ”

( 計画年度 平成 20 年 ~ 24 年 : 公募市民 8 人を含む八王子市地域情報化計画検討委員  
会の提言を受け策定 )

### 【本日の説明項目】

地域情報化に向けた八王子市の取り組み

~ 利便と効率を実現する ICT プラン ( 八王子市地域情報化計画 ) ~

# 『ICTで絆と活力が実感できるまち、八王子』をめざして

## 1. 『ICT』とは

『ICT』とは、情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、これまで情報技術の総称として一般的に使われてきた『IT』（Information Technology）に替わる表現です。『ICT』は国際的に広く使われている用語であり、日本でも2005年頃より、総務省の策定した計画の中等で用いられ、以来、定着しつつあります。

『ICT』は、情報技術に加え、情報の伝達や共有に重点が置かれた表現であり、情報処理のみならず、コミュニケーションの手段としての役割が強調されています。本市の計画等においても、「人」と「人」のコミュニケーションの重要性を認識するため、『ICT』という表現を使用しています。

## 2. 国の情報化への取り組み

2001年1月 『e-Japan戦略』

【IT基盤整備】

「すべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる社会の実現」

2003年7月 『e-Japan戦略』

【IT利用・活用重視】

「社会全体が元気で、安心して生活ができ、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」

2006年1月 『IT新改革戦略』

【ITの構造改革力の追求】

「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」

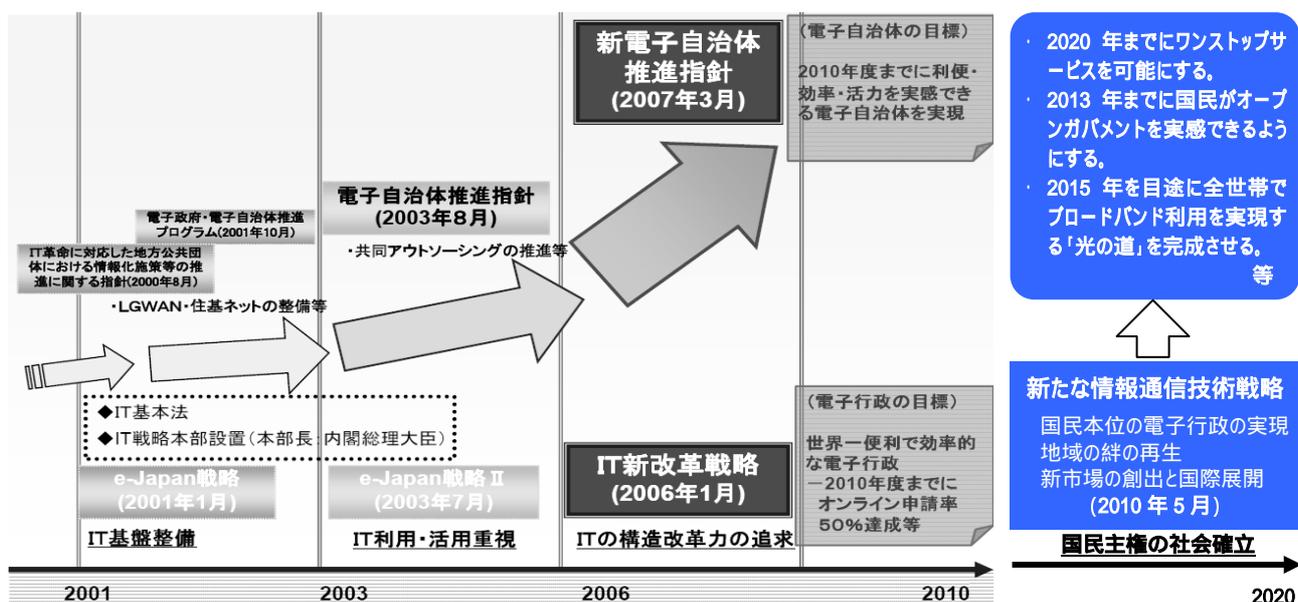
2010年5月 『新たな情報通信技術戦略』

【国民主権の社会確立】

「国民本位の電子行政の実現」

「情報通信技術の徹底的な活用による地域の絆の再生」

「新市場の創出と国際展開」



### 3. 地域情報化に向けた八王子市の取り組み

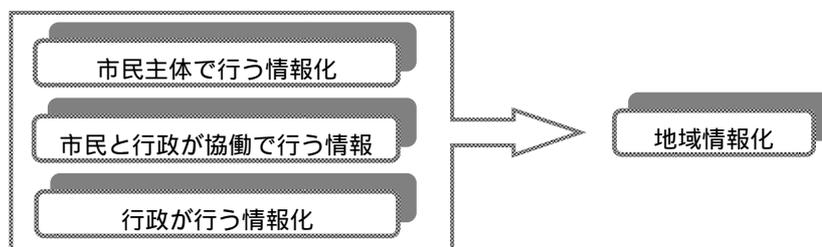
#### ～ 利便と効率を実現するICTプラン（八王子市地域情報化計画）～

##### （1）八王子市地域情報化計画策定の背景と目的

国の『IT新改革戦略』において、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」という目標が掲げられ、情報化を地域社会全体の問題として捉えていく必要性が高まりました。

本市の従前の情報化計画『e-City八王子計画（平成14年8月策定）』では、行政内部の情報化を主な目的としていましたが、行政のみならず、市民生活の利便性向上、地域の活力創出、コミュニティの活性化等の地域の課題に対し、情報化による取り組みを検討していく必要がありました。

新たな情報化計画を策定するにあたり、平成18年7月に学識経験者、関連団体及び公募市民で構成される『八王子市地域情報化計画検討委員会』を設置し、市民、企業、各種団体、行政などの幅広い観点から意見を求めました。平成19年4月に検討委員会からの提言を受け、平成20年4月「行政と地域の課題を解決し、地域情報化の着実な展開をめざす」ための情報化計画として『利便と効率を実現するICTプラン（八王子市地域情報化計画）』が策定されました。

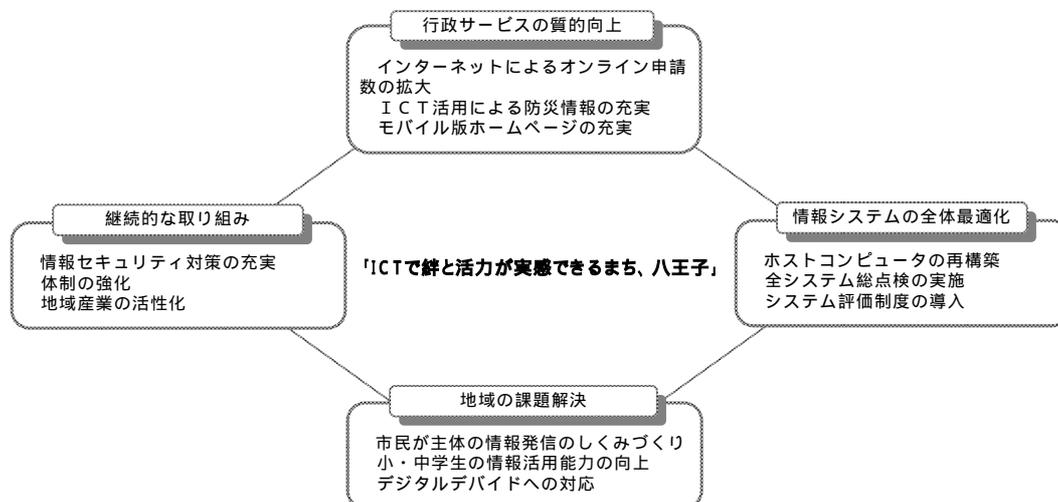


##### （2）目標

ICTプランでは、情報化自体が目的ではなく、情報化により市民生活がより豊かになることを目的としています。めざすべき将来像として「ICTで、絆と活力が実感できるまち 八王子」を掲げ、この将来像を実現すべく大きく4つの目標を定め、目標ごとに個々の具体的施策を打ち出しています。

###### 4つの目標

- （1）行政サービスの質的向上
- （2）情報システムの全体最適化
- （3）地域の課題解決
- （4）継続的な取り組み



### (3) 取り組み期間

ICTプランの計画期間は「八王子ゆめおりプラン」にあわせて平成24年度までです。

### (4) 目標を実現するための具体的施策の一例

<b>(1) 行政サービスの質的向上</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>インターネットによるオンライン申請の拡大<ul style="list-style-type: none"><li>インターネットから申請等ができる種類の拡大</li><li>オンライン申請による手続き完遂の仕組みづくり</li></ul></li><li>ICT活用による防災情報の充実<ul style="list-style-type: none"><li>地図情報システムを利用した防災マップ等の充実</li></ul></li><li>八王子市ホームページの充実<ul style="list-style-type: none"><li>モバイル版ホームページの全面リニューアル実施</li><li>Q &amp; A集の充実</li></ul></li><li>図書館システムの更新<ul style="list-style-type: none"><li>図書館システムの再構築</li></ul></li></ul>	等
<b>(2) 情報システムの全体最適化</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>全システムの総点検<ul style="list-style-type: none"><li>個別システムの実地調査・点検</li><li>システム全体最適化計画の策定</li></ul></li><li>システム評価制度の導入<ul style="list-style-type: none"><li>システム評価実施要綱の策定</li></ul></li><li>IT調達の適正化<ul style="list-style-type: none"><li>情報システムの調達ガイドラインの策定</li></ul></li><li>システムの共通化による経費縮減<ul style="list-style-type: none"><li>ネットワークの統合</li><li>端末の統合</li><li>共通基盤の整備</li></ul></li></ul>	等
<b>(3) 地域の課題解決</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>市民が主体の情報発信のしくみづくり<ul style="list-style-type: none"><li>地域ポータルサイトの構築・運営</li></ul></li><li>小・中学生の情報活用能力の向上<ul style="list-style-type: none"><li>小学校のパソコン教室における児童1人につきパソコン1台の整備</li></ul></li><li>デジタルデバイスへの対応<ul style="list-style-type: none"><li>ICT関連講座の充実</li></ul></li></ul>	等
<b>継続的な取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>情報セキュリティ対策の充実</li><li>校内LANを活用した情報教育の推進</li><li>地域産業の活性化</li></ul>	等